

管理用道路（外周道路）の工事について

防衛省

令和4年4月19日

管理用道路（外周道路）工事の概要

馬毛島の広大な土地を、良好な状態で維持・保存し、適正な方法で管理するためには、車両が通行可能な管理用道路（外周道路）を速やかに整備する必要があります。

このため、まずは、島内に暫定的な管理用の砂利道（幅6m、延長：新設約10km）を整備し、この管理用の砂利道を用いて、

- ・ 進入等を防止するための島内の巡回警備
- ・ 崖崩れ等の保守・点検
- ・ 清掃、立木等の維持・保存

などを行います。

なお、最終的にはアスファルト舗装の管理用道路（外周道路）を整備する予定ですが、現在、ルートも含め詳細な検討を進めているところです。

暫定的な管理用の砂利道（外周道路）の整備に当たっては、環境への影響に配慮し、土地の掘削が必要となる箇所やウミガメの産卵が確認された海岸の近傍の箇所などを避け、可能な限り前所有者が整備した既存経路を活用するルートに整備することとしています。

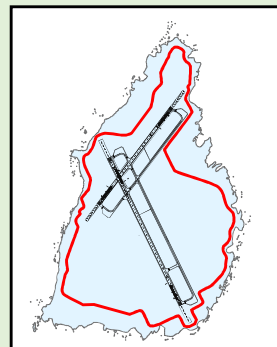
また、暫定的な管理用の砂利道の整備に際し、工事作業員等のための仮設プレハブ（2階建て、8棟）を設置します。



暫定的な管理用道路
（イメージ）

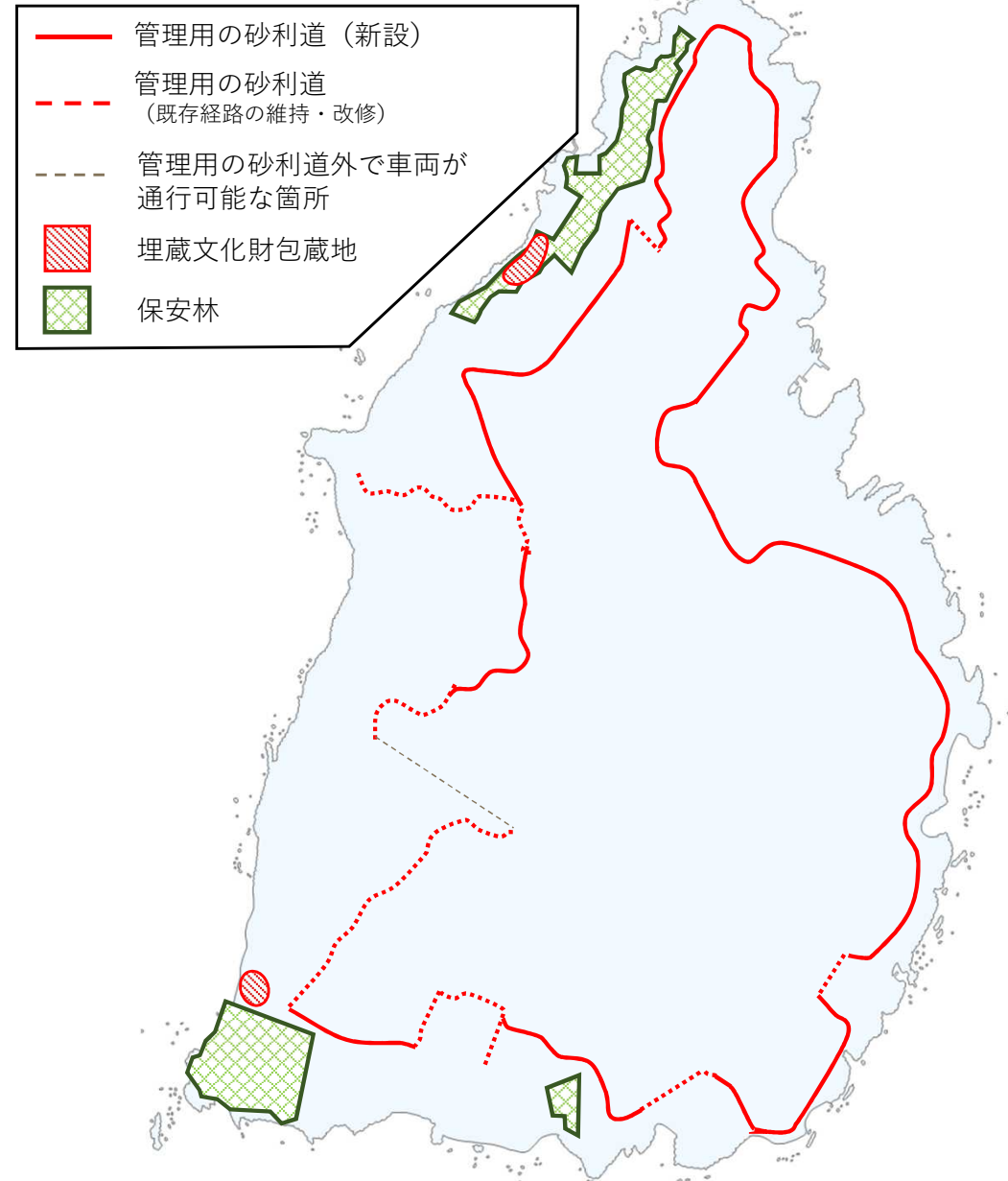


仮設プレハブ（イメージ）



最終的な管理用道路
（外周道路）配置
（イメージ）

管理用の砂利道（外周道路）の配置



※ 上図の管理用の砂利道整備のために島内における既存経路の維持・改修も行います。

※ 現地の地形等により変更となる可能性があります

管理用道路（外周道路）工事と現在手続中の環境影響評価との関係について

- ・環境影響評価は、「事業」の実施が環境に及ぼす影響について予測・評価等するもので、ここでいう「事業」とは、「特定の目的のために行われる一連の土地の形状の変更」等をいうものとされています（環境影響評価法（以下「法」という。）第2条第1項）。
- ・馬毛島基地（仮称）建設事業は、我が国の安全保障の観点から、自衛隊施設として飛行場等を整備し、併せて恒久的なFCLP施設として使用される目的で、実施する事業です。
- ・これに対して、管理用道路（外周道路）工事は、飛行場等の設置の有無にかかわらず、防衛省が所有する馬毛島の広大な土地を、国有財産として良好な状態で維持・保存し、適正な方法で管理するという、国有財産の維持・管理等を目的として実施する事業です。
- ・このように、両事業の目的は異なることなどから、管理用道路（外周道路）工事は、馬毛島基地（仮称）建設事業とは別の「事業」であり、法の「対象事業」（法第2条第4項）にも当たらないことから、現在実施している馬毛島基地（仮称）建設事業に係る環境影響評価の対象としていません。
- ・もっとも、管理用道路（外周道路）工事においても、自然環境の保全について適正に配慮して、工事を進めてまいりたいと考えています。

管理用道路（外周道路）工事における自主的な環境保全措置

実施時期	対象種	自主的な環境保全措置
工事前に実施	両生類・爬虫類・陸産貝類	道路工事区域内で確認した移動能力の低い重要な種の移動
	オカヤドカリ類	道路工事区域内で確認したオカヤドカリ類の移動、進入防止柵の設置
工事中に実施	鳥類	繁殖期の営巣地周辺での工事配慮(営巣地から見通せる場所の工事回避等)
	ウミガメ	産卵・ふ化期に産卵場所付近での工事を避ける
	淡水魚類・甲殻類	管等を埋め込み、水路を確保し、河川と海域の接続性を確保
	哺乳類・昆虫類(陸域・水域)・淡水産貝類・その他底生動物	管等を埋め込み、水路を確保し、河川の連続性を確保 見通しの悪い場所でのシカと工事車両との接触注意等
	植物類	生育環境の保全(工事区域以外の改変・立入制限等)
その他		生息・生育・営巣環境の保全(工事区域以外への立入制限等)、低騒音型建設機械の使用、保全措置や重要種について工事関係者への周知

＜オカヤドカリ類の移動イメージ＞



＜河川と海の接続性確保イメージ＞

道路が河川を横断する場合は、魚類等が遡上できるような構造

